

# 商品概要説明書

2020年1月5日現在

商品名	スーパー定期預金<単利型>	
販売対象	法人および個人のお客さま	
期間	<定型方式> 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 <満期日指定方式> 1か月超5年未満 ※定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利継続）の取扱いができます。	
預入	預入方法	一括してお預け入れいただきます。
	預入金額	1円以上（上限なし）
	預入単位	1円単位
払戻方法	満期日以後にお利息とともに払い戻します。	
利息	適用利率	お預け入れ時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。
	利払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。</li> <li>・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。</li> </ul>
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
	課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客さまは2.0%*（国税1.5%、地方税0.5%）の源泉分離課税となります。</li> <li>※2013年1月1日～2037年12月31日までにお受け取りになる利息については復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。</li> <li>・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、マル優の取扱いもできます。</li> <li>・法人のお客さまは、総合課税となります。</li> </ul>
手数料	—	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客さまの場合、自動継続の定期預金（10,000円以上）を総合口座取引の担保定期預金として組み入れることにより、総合口座の当座貸越を利用することができます。</li> <li>なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。</li> <li>・預入期間2年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。</li> </ul>	

商品概要Y001 (2020.1改) <2020.1>

中途解約時の取扱	別表参照
預金保険の適用	適用されます。(1人あたり対象預金等の元本合計1,000万円までとその利息等を預金保険制度により保護)
金利情報の入手方法	店頭・ホームページに表示しています。 または窓口までお問い合わせください。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
当行の苦情・相談窓口	カスタマーセンター(フリーダイヤル 0120-315180) 受付 9:00~17:00(ただし銀行休業日は除きます。)
当行が契約している 指定紛争解決機関 および連絡先	指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 受付 9:00~17:00(ただし銀行休業日は除きます。)

#### 中途解約利率

(別表)

<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息により計算した利息とともに払戻します。 なお、預入期間が6か月以上の場合、計算した中途解約利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は、その普通預金利率を下限とします。</p> <p>A. 預入期間が6か月未満の場合……………解約日における普通預金利率 B. 預入期間が6か月以上1年未満の場合……………約定利率×50% C. 預入期間が1年以上3年未満の場合……………約定利率×70% D. 預入期間が3年以上(中間利払型)の場合……………約定利率×80%</p>
---